

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		卸売業務の許可の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第6条の7
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、許可を取り消す。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。 (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。 (3) 許可の取消しを受けた法人の役員で、その処分の日から起算して3年を経過しないものが、役員に就任することとなったとき。 (4) 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 (5) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
	設定等年月日	令和2年6月21日設定 年 月 日最終改正
備 考		